

【会計・税制分野】

◆ 優 秀

「相続税法第8条及び9条における課税要件に関する一考察

-債務の引受時における財産移転を中心に-

眞田 光幸（東京国税局）

本論文は、相続税法第8条（債務免除等）及び第9条（その他の経済的利益）に規定される「みなし贈与」の課税要件を、特に債務の引受を伴う財産移転（ペアローンの借換えやリバースモーゲージの解消）を中心に考察し、現行制度下での課税の妥当性を検討した上で、立法的提言を行う。

1. 問題の所在

ペアローン利用が増加する一方、出産・育児・疾病等で一方の返済が困難となり、ローン一本化（借換え）時に一方が債務を引受けるケースがある。同様に、高齢者が利用するリバースモーゲージを、子息が債務ごと引受けて解消する事例も想定される。

これらの行為は、実質的に対価なく債務が減少するため、相続税法8条（債務免除等）や9条（負担付贈与等）の「みなし贈与」として課税対象となる可能性がある。しかし、これらは租税回避目的ではなく、世帯内の資産配分見直しや生活維持の措置である場合が多い。個人単位課税下で、世帯単位で利益がないにも拘わらず課税されるのは「不意打ち的」で過大ではないかという問題意識に基づき考察する。

2. 贈与及びみなし贈与の課税要件

相続税法上の「贈与」は条文上明確でないため、「借用概念」として整理し、税法固有概念ではなく民法549条概念を借用したと解し、納税者の予測可能性を担保する。

次に「みなし贈与」の課税要件は、私法上の贈与契約ではないため厳密な「贈与意思」は不要と整理する。その上で、単に利益を受けた者と与えた者が存在するだけでは足りず、その基礎となる私法上の法律行為（債務免除、負担付贈与等）が成立し、当事者間で利益移転に関する明示または黙示の意思の合致がなされた時点で課税要件は充足されると結論付けた。

3. 具体的な行為類型へのあてはめ

この課税要件を具体的な行為類型にあてはめ分析する。

- リバースモーゲージの抹消:
債務のみ引受け: 子息が父母の債務を弁済し求償権を放棄すれば、相続税法8条「債務免除等」に該当し、父母に贈与税が課される。
債務と不動産を引受け: 子息が債務と不動産を取得した場合、相続税法9条「負担付贈与」に該当し、子息に贈与税が課される。父母にも免れた負担額が取得価額を上回れば譲渡所得税の可能性もある。
- ペアローンの借換え:
債務のみ引受け（共有持分維持）: 一方が他方の債務のみを引受けた場合、相続税法8条「債務免除等」に該当し、債務を免れた配偶者に贈与税が課され

る。

債務と共有持分を引受け：債務と共有持分も取得した場合、相続税法9条「負担付贈与」に該当し、持分を取得した配偶者に贈与税が課される。持分移転者にも所得税の可能性がある。

いずれの事例も、現行法解釈上、私法上の行為成立で課税要件は充足されると確認した。

4. 結論と提言

現行法解釈では、世帯内の資産配分見直しにも贈与税が課され、特に負担付贈与では双方に課税が生じうるなど過大である。この問題は法解釈で解決できず、立法措置が必要だ。

本論文は、租税回避目的のないこれら行為に課税繰延べ制度の創設を提言する。

リバースモーゲージ抹消のための負担付贈与：尊属の居住確保と報恩行為の側面が強いため、要件(尊属の居住継続、卑属による引受け、申告等)下で、課税を相続時まで繰延べる制度を創設すべきだ。

ペアローンの借換えに伴う負担付贈与：ライフステージの変化に対応する居住確保が目的で、配偶者間では相続時精算課税が利用できず、別個の制度が必要だ。要件(同居親族間、居住継続、10年以上のローン、申告等)下で、相続発生時や離婚時まで課税を繰延べるべきだ。

本提言で過大な課税を避け、住宅確保政策との整合性を図る。